



BCC株式会社

証券コード 7376

第12回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年12月24日（水曜日）午前11時
（受付開始時刻 午前10時30分予定）

開催場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号
ATC（アジア太平洋トレードセンター）
ITM棟 11F 西側

大阪環境産業振興センター
おおさかATCグリーンエコプラザ
セミナールーム

■目次

第12回定時株主総会招集ご通知 1

事業報告..... 3

計算書類..... 19

監査報告書..... 37

招集ご通知

証券コード 7376

2025年12月8日

(電子提供措置の開始日2025年11月28日)

株 主 各 位

大阪市中心区今橋二丁目5番8号

B C C 株 式 会 社

代表取締役社長 伊 藤 一 彦

第12回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.e-bcc.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。)

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2025年12月24日（水曜日）午前11時
(なお、受付開始時刻は、午前10時30分を予定しております。) |
| 2. 場 所 | 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号
ATC（アジア太平洋トレードセンター）ITM棟11F西側
大阪環境産業振興センター おおさかATCグリーンエコプラザ
セミナールーム
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第12期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件 |

以 上

招集ご通知

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に掲載している各ウェブサイトに変更前の事項および変更後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

1 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価上昇や米国の通商政策の影響など不透明な状況が続いているものの、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような環境のもと、当社はIT営業アウトソーシング事業とヘルスケアビジネス事業の2つの事業に注力してまいりました。

IT営業アウトソーシング事業につきましては、営業アウトソーシングの派遣人員の拡大に向け、引き続き若年層を中心とした採用と教育に注力し、大口顧客、既存顧客への営業活動に加え、新規顧客の獲得にも注力することで、派遣及び業務委託の人員は過去最大の166名となりました。又、中小企業向け新規開拓営業の代理店を中心としたITソリューションでは、これまでのネットワーク販売実績の集大成としてBM X（注）が好調で、前年比105.5%の売上を達成しました。

ヘルスケアビジネス事業につきましては、大阪・関西万博において、ヘルスケア分野の注目も高まり、当社としても新たに大阪府阪南市からの業務請負が増えるなど、これまで培ってきた介護従事者・自治体及び大手IT企業とのネットワークを生かし、自治体からの業務請負を継続して契約し、ヘルスケア分野への新規参入・事業拡大を目指す企業への市場調査やプロモーション支援等を提供するヘルスケア支援に注力しました。更に、当社を代表機関として、コンソーシアムを設置し、ヘルスケアDX戦略策定を目的とし、地域企業の個別伴走支援、勉強会の開催等を行いました。この実績を活かし、関係企業・団体と連携して更なるヘルスケアDX推進に取組みます。

その他事業につきましては、企業の経営戦略を学び、創り、支援するクラウドサービス「bizcure」やITソリューションアドバイザーを20年以上自社で育ててきたノウハウを詰め込んだ動画学習サービスである「Merry Mew」で、企業の経営支援から個人のキャリアアップ支援まで行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、1,467,462千円（前期比5.9%増）を計上することができました。損益面につきましては、営業損失98,050千円（前事業年度は17,832千円の営業損失）、経常損失92,409千円（前事業年度は5,723千円の経常利益）、当期純損失は73,653千円（前事業年度は5,823千円の当期純損失）となりました。

なお、期末配当につきましては、利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではありますが、引き続き無配とさせていただきます。ご了承ください。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

（注） BM X（ビーエムクロス）とは、当社が創業から培ってきたネットワークソリューション導入実績を基に、企業にとって運用負荷を軽減し、必要な機能を選択、組み合わせることで、最適なネットワークソリューションを提供し、DX推進をサポートするサービスです。

事業別売上高

区 分	第11期		第12期（当事業年度）		前期比増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	増減率
IT営業アウトソーシング事業	1,226,211 ^{千円}	88.5 [%]	1,294,203 ^{千円}	88.2 [%]	67,991 ^{千円}	5.5 [%]
ヘルスケアビジネス事業	156,117	11.3	164,150	11.2	8,033	5.1
その他	3,008	0.2	9,108	0.6	6,100	202.8
合計	1,385,337	100.0	1,467,462	100.0	82,125	5.9

（２）設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は14,456千円であり、その主なものは、IT営業アウトソーシング事業のBM Xサービスのためのネットワーク機器等6,187千円、クラウド型人材管理システム3,000千円であります。

（３）資金調達の状況

当事業年度において、金融機関より長期借入金として２億円を調達しております。

（４）事業の譲渡・譲受、株式等の取得・処分等の状況

当社は、2025年５月30日付で、グッドデジタル株式会社の全株式を取得しております。
 なお、2025年９月期は非連結子会社、2026年９月期より連結子会社化してまいります。
 また、2025年５月30日付で、シソーラス株式会社の全事業を譲り受けております。

(5) 対処すべき課題

企業を取り巻く経営環境は、急速な高齢化、経済格差、人口の減少、IT活用による情報格差等、かつてない社会構造の急速な変化のなかにあり、顧客による選別や評価はなお一層厳しく、競争は激化するとともに企業の存在価値を常に問われる事業環境にあります。

当社が、このような加速度的に多様化する時代に、持続的に成長し社会貢献していくためには、強い組織の構築と事業規模の拡大により強固な経営基盤の確立を目指す必要があります。

これらを達成するために、現状下記の事項を対処すべき課題として取組んでまいります。

① 持続的な成長のための継続的な事業投資

当社は、持続的な成長のために、継続的な事業投資が重要であると考えております。既存事業とのシナジーにより収益力を強化し、得られた利益を積極的に再投資することで、持続的な成長を実現してまいります。

② IT営業アウトソーシングの認知度向上と基盤強化

当社のIT営業アウトソーシング事業は、未だ成長過程にあり、大手IT企業の顧客を更に増やし、事業を拡大するためには、引き続き認知度の向上と事業基盤を強化することが必要となります。そのために、以下の課題に取組んでまいります。

a. 人材育成強化・組織力の向上

これまでIT営業アウトソーシングは、営業人員を派遣することで、大手IT企業の営業支援を実施し、当事業年度末には、過去最高となる166名となりました。

より多くの企業を支援するためには、企業の多様な要望に応えられる人材の確保と育成が重要となります。そのためには、より人材の確保及び育成の強化、教育部門の組織力向上が課題となります。今後も未経験者や若年層など、広く人材の募集を行い、教育部門を強化し、人材の育成を行うことで、IT営業人材を増加し、組織の拡大、組織力の向上を図ってまいります。

b. リテンション施策の実行

当社では、営業支援など事業継続のために人材の確保に取組み、当事業年度末には、非正規社員を含めた全社で従業員数が255名となりました。

現在の労働市場では、慢性的な人材不足や人材の流動化の高まりから、当社もより多くの企業支援をするためには、従業員のエンゲージメントを高め、生産性の向上や職場を活性化するためのリテンション施策が課題となります。今後は、採用活動や教育、キャリア形成等を総合的に包括した人事戦略に基づいた企画を実行し、従業員のエンゲージメントを向上することで離職率低下を図ってまいります。

また、経営陣と幹部層とのコミュニケーション機会を増やすことによるマネジメント力と組織力の強化からも離職率低下を図ってまいります。

c. デジタルマーケティングによる啓蒙活動

当社では、これまで取引のあったIT企業とのネットワークを生かして、取引先を増やしてまいりました。当事業年度からは、更に顧客の獲得を目指して、インターネットを利用したデジタルマーケティングを開始いたしました。

新規顧客を増やしていくためには、今後、マーケットニーズを把握し、顧客の要望に
応えるサービスを提供していくことが重要であると考えております。そのため、Web
サイトの定期更新やプレスリリースなどで知名度を上げ、定期的な情報発信により顧客
との関係を強化するための社内体制の改善を行ってまいりました。今後も、デジタルマ
ーケティングを推進することで顧客との関係を強化し、顧客のニーズに合わせたサービ
スの提供を実施することで新規顧客の拡大を図ってまいります。

d. IT業界における顧客基盤の確立

当社では、IT営業アウトソーシング事業において、大手IT企業への派遣及び業務委
託、中小企業へのIT支援を行ってまいりました。今後、IT営業アウトソーシングの認知
度向上を行い、顧客基盤の確立を行う必要があると考えております。そのため、新規顧
客を増やし、派遣及び業務委託の人員を増やすとともに、これまでのネットワーク販売
実績の集大成となる新しいサービスであるBM Xの販売を拡大し、ストック型ビジネ
スの収益をあげることで、IT業界におけるリーディングカンパニーとして、顧客基盤の
確立を行っていきます。

③ 自治体連携を通じたヘルスケア分野参入支援の拡大

当社のヘルスケアビジネス事業は、これまで自治体との連携による業務請負が収益の中心
となっておりましたが、更に事業を拡大するためには、新規でヘルスケア分野に参入する企
業の支援による顧客の増加が必要となります。これまでも企業のマーケティング支援を行っ
てまいりましたが、地域ヘルスケアDXを推進することや自治体との連携を深めることで、
より一層のヘルスケア分野参入支援を実施してまいります。

④ 新たなビジネスモデルの構築と推進

当社は将来の成長戦略に合わせて、新たなビジネスモデルの構築と推進を目的に、技術力
やサービスを有するベンチャー企業との資本業務提携やM&Aを進めてまいります。

⑤ 組織体制の強化

当社は持続的な成長を実現するため、事業環境の変化に適切に対応できる組織体制の強化
が急務となっております。今後も、経営基盤の安定化と経営効率を高めるため、適宜組織体
制を見直し、人材育成を中心とした組織強化を図ってまいります。また、M&Aや資本・業
務提携等を視野に入れ、速やかな組織構築を行うことで、競争力の向上を目指してまいりま
す。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第9期 2022年9月期	第10期 2023年9月期	第11期 2024年9月期	第12期 (当事業年度) 2025年9月期
売上高	(千円)	1,142,357	1,279,949	1,385,337	1,467,462
経常利益	(千円)	50,594	65,665	5,723	△92,409
当期純利益 又は当期純損失 (△)	(千円)	32,284	45,222	△5,823	△73,653
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	(円)	29.11	40.85	△5.24	△66.23
総資産	(千円)	830,420	915,003	909,418	1,018,599
純資産	(千円)	613,032	647,317	641,843	568,695
1株当たり純資産額	(円)	550.42	582.38	577.25	511.30

(注) 1 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中の平均発行済株式総数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。

2 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数より自己株式を控除し算出しております。

(7) 主要な事業内容

当社の主要な事業内容は、次のとおりであります。

① IT営業アウトソーシング事業

大手IT企業の営業部門を強化又は補完するため、営業派遣を中心とした営業アウトソーシング事業及び中小企業向け新規開拓営業の代理店を中心としたソリューション事業の2つの事業で構成しています。

② ヘルスケアビジネス事業

ヘルスケア・リビングラボ構想を基にしたヘルスケア関連施設の運営及びヘルスケア分野で新規参入・事業拡大を目指す企業へ市場調査やプロモーション支援のプログラムを提供するヘルスケア支援事業と介護レクリエーションの普及と介護・高齢者支援人材とのネットワークを構築する介護レクリエーション事業の2つの事業で構成しています。

③ その他事業

主に中小事業者及び起業家の育成を支援、中小・中堅企業の経営戦略策定を支援する事業と20代～30代前半の接客・販売業などの異業種就労者を対象としたIT営業職へのキャリア形成支援、リスキリング、転職支援事業で構成しています。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
大阪本社	大阪市中央区
東京本社	東京都千代田区
名古屋支店	名古屋市中区
A T C支店	大阪市住之江区
イノベーションセンター リスクリングラボ	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
242名	10名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員13名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

(単位：千円)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社関西みらい銀行	100,000
株式会社池田泉州銀行	91,665
株式会社みずほ銀行	14,000
株式会社三井住友銀行	6,014

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,444,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,119,740株
 (3) 株主数 452名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊藤一彦	270,300株	24.30%
日本証券金融株式会社	72,400株	6.50%
山上豊	65,600株	5.89%
プラス株式会社	60,000株	5.39%
B C C社員持株会	56,300株	5.06%
伊藤貴子	54,000株	4.85%
楽天証券株式会社	40,600株	3.65%
株式会社 S B I 証券	39,900株	3.58%
岡林靖朗	31,100株	2.79%
有限会社 K I T	30,000株	2.69%

- (注) 1 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。
 2 持株比率は、自己株式(7,487株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	交付した株式の数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	普通株式 400株	4名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

① 2016年9月27日開催の臨時取締役会決議による新株予約権（第1回新株予約権）

- a. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- b. 新株予約権の行使価額 1個につき40,020円
- c. 新株予約権の行使条件
 - ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認めない。
- d. 新株予約権の行使期間 2018年10月1日から2026年8月31日まで
- e. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	352個	普通株式21,120株	3名
監査役	40個	普通株式2,400株	1名

② 2017年9月19日開催の臨時取締役会決議による新株予約権（第2回新株予約権）

- a. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- b. 新株予約権の行使価額 1個につき40,020円
- c. 新株予約権の行使条件
 - ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人による新株予約権の行使は認めない。
- d. 新株予約権の行使期間 2019年10月1日から2026年8月31日まで
- e. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	46個	普通株式2,760株	1名
監査役	31個	普通株式1,860株	1名

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 藤 一 彦	一般社団法人日本アクティブコミュニティ協会代表理事
取締役副社長	岡 林 靖 朗	管理本部長
専 務 取 締 役	安 原 弘 之	事業統括本部長 コーポレート推進本部長
取 締 役	小 出 契 太	コーポレート推進本部長代理
取 締 役	江 越 博 昭	
取 締 役	松 嶋 依 子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 愛眼株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	藤 進 治	
監 査 役	森 重 洋 一	株式会社のぞみ合同会計社 代表取締役 愛眼株式会社 取締役
監 査 役	塚 本 純 久	塚本公認会計士事務所 代表 株式会社オフィストゥーカム 代表取締役 神戸天然物化学株式会社 監査役 アルテ監査法人 代表社員 株式会社オステオファーマ 監査役 株式会社TSK 監査役 株式会社H.K.K インベストメント 監査役

- (注) 1 専務取締役安原弘之氏及び取締役小出契太氏は2025年10月1日付で子会社であるグッドデジタル株式会社及びロボタスネット株式会社の取締役に就任しております。
- 2 取締役江越博昭氏及び松嶋依子氏は、社外取締役であります。
- 3 監査役森重洋一氏及び塚本純久氏は、社外監査役であります。
- 4 当社は取締役江越博昭氏及び松嶋依子氏、監査役塚本純久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5 取締役松嶋依子氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 監査役森重洋一氏及び塚本純久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7 取締役松嶋依子氏が兼職している他の法人等と当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。
- 8 監査役森重洋一氏及び塚本純久氏が兼職している他の法人等と当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害は、当該契約により填補することとしております。当該契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額		合 計
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	57,000千円 (4,800千円)	584千円 (—)	57,584千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,400千円 (4,800千円)	—	14,400千円 (4,800千円)
合 計	9名	71,400千円	584千円	71,984千円

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
- 2 取締役の報酬限度額は、2016年8月25日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内と決議されており、同臨時株主総会終結時の取締役の員数は3名であります。また、それとは別枠で、2022年12月23日開催の第9回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額5,000千円以内と決議されており、同定時株主総会終結時の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。
- 3 監査役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議されており、同臨時株主総会終結時の監査役の員数は1名であります。
- 4 取締役の報酬は、業績連動報酬はなく基本報酬と非金銭報酬であり、取締役の個人別の金額は、取締役会にて決定しております。
- 5 監査役の報酬は、業績連動報酬及び非金銭報酬はなく基本報酬のみであり、監査役の個人別の金額は、監査役の協議にて決定しております。
- 6 非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、各事業年度において、6,000株を上限に割当てし、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く）は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないとしております。当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
江 越 博 昭	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席しております。経済産業省や上場企業の役員等において培われた豊富な経験と見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
松 嶋 依 子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席しております。主に弁護士として培ってきた豊富な経験と見地から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
森 重 洋 一	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回、監査役会には17回中17回出席しております。主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と見地から、適宜発言を行っております。
塚 本 純 久	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回、監査役会には17回中17回出席しております。主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と見地から、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役江越博昭氏及び松嶋依子氏、監査役森重洋一氏及び塚本純久氏とは、会社法第427条第1項に基づく、会社法第423条第1項の責任を、法令の定める最低責任限度額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

虎ノ門有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2024年12月25日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3 当事業年度において、有限責任 あずさ監査法人に支払われた報酬等はありません。

(3) 非監査業務の内容

当社は、虎ノ門有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託していません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

当社は会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、2021年9月29日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について決議いたしました。当該方針に従って、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人（以下、「役職員」という）の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、行動指針を制定し、役職員はこれを遵守する。
 - b. 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、社内ポータルサイト上に掲示することで、役職員が内容の確認を行えるようにしている。
 - c. 管理本部をコンプライアンスの統括部署として、リスク・コンプラ委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修やコンプライアンスの情報共有を執り行っている。
 - d. コンプライアンス体制を構築し、定期的に全社に対してコンプライアンスを守るための意識付けを行う。
 - e. 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。又、内部監査部門は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - b. 文書の統括管理部署である管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク・コンプラ委員会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を必要に応じて適時に開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - b. 社外取締役を選任し、多様な視点から取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図る。
 - c. 取締役会で決定した方針及び計画に基づき、社長は、業務の執行及び本部長にその業務の指示を行う。

- d. 取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行う。又、経営会議には、原則常勤監査役が出席し、適切な意思決定を図る。
 - e. リスク・コンプラ委員会を設置し、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。
 - f. 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 企業理念等を記載した「BCC Quality」を全社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - b. 内部監査による業務監査により、業務全般にわたる経営目標の効果的な達成を目標として、合法性と合理性の観点からの業務遂行を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - b. 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役会又は監査役会に指名された監査役がこれを行う。又、人事異動に関しては、監査役会又は監査役会に指名された監査役が事前協議を行い、同意を得る。
- ⑦ 役職員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a. 役職員は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - b. 監査役は、取締役会を含む全ての重要会議に出席できる。
 - c. 当社の業務執行に関する重要な書類を監査役に回付するほか、必要に応じ、役職員が監査役への報告・説明を行う。
 - d. 監査役への報告や内部通報制度による連絡をした者は、当該報告・連絡をしたことを理由として不利な扱いを受けないものとする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 社長及び内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 - b. 監査役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 - c. 監査役会は定期的に内部監査担当及び会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図る。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- (a) 当社の行動指針、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- (b) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係をもたない。又、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

b. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- (a) 反社会的勢力対応運用細則における基本方針について明文化し、全社の行動指針とする。
- (b) 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部が一元管理を行い、各拠点では最初の接触を拒否し、各拠点の所属長より管理本部に報告する。
- (c) 反社会的勢力対応規程等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- (d) 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- (e) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- (f) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役会は、監査役出席のもと、原則月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、業務執行に関する重要事項の意思決定の他、業績の進捗状況等その他の業務上の報告を行い情報の共有をするとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 監査役会は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、内部監査基本計画書に基づき、当社の各部門の業務執行、会計処理及び内部統制監査を行っております。

(注) 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	843,748	流動負債	288,229
現金及び預金	599,155	買掛金	11,743
売掛金	166,133	1年内返済予定の長期借入金	50,004
商品及び製品	1,323	未払金	117,309
仕掛品	87	未払費用	10,527
前払費用	57,393	未払法人税等	2,902
短期貸付金	7,000	未払消費税等	12,536
未収還付法人税等	2,032	契約負債	22,805
その他	10,622	預り金	6,543
固定資産	174,850	賞与引当金	53,855
有形固定資産	33,108	固定負債	161,675
建物	15,770	長期借入金	161,675
工具、器具及び備品	17,338	負債合計	449,904
無形固定資産	13,027	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	3,060	科 目	金 額
ソフトウェア仮勘定	1,500	株主資本	568,695
のれん	8,467	資本金	173,505
投資その他の資産	128,714	資本剰余金	380,477
投資有価証券	41,100	資本準備金	173,505
関係会社株式	642	その他資本剰余金	206,972
差入保証金	24,078	利益剰余金	27,780
繰延税金資産	62,891	その他利益剰余金	27,780
その他	1	繰越利益剰余金	27,780
		自己株式	△13,068
		純資産合計	568,695
資産合計	1,018,599	負債・純資産合計	1,018,599

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,467,462
売上原価		923,407
売上総利益		544,054
販売費及び一般管理費		642,105
営業損失		98,050
営業外収益		
受取利息	856	
助成金収入	6,676	
還付加算金	32	
その他	65	7,631
営業外費用		
支払利息	757	
投資事業組合運用損	1,232	1,990
経常損失		92,409
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
投資有価証券評価損	9,999	
減損損失	1,428	
固定資産除却損	0	11,428
税引前当期純損失		103,835
法人税、住民税及び事業税	870	
法人税等調整額	△31,052	△30,182
当期純損失		73,653

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2024年10月1日から2025年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	173,505	173,505	207,086	380,591
当期変動額				
当期純損失（△）				
自己株式の処分			△113	△113
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	△113	△113
当期末残高	173,505	173,505	206,972	380,477

	株主資本				純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	101,433	101,433	△13,686	641,843	641,843
当期変動額					
当期純損失（△）	△73,653	△73,653		△73,653	△73,653
自己株式の処分			698	584	584
自己株式の取得			△79	△79	△79
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△73,653	△73,653	618	△73,148	△73,148
当期末残高	27,780	27,780	△13,068	568,695	568,695

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

のれんは、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当事業年度においては、貸倒実績はなく、又、貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① IT営業アウトソーシング事業

a. 営業アウトソーシング事業

IT営業に特化した人材を顧客に派遣するサービス等の提供を行っております。顧客に対し、契約に基づき労働力を提供することを履行義務として識別しており、派遣社員の派遣期間の就業実績に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣先企業との契約に定められた単価と派遣先企業の承認を受けた就業実績に基づき、収益を認識しております。

b. ソリューション事業

IT機器の販売及びネットワークサービス等の提供を行っております。顧客との契約による商品の引渡し又はサービスの提供を履行義務として識別しており、商品を引渡し顧客が検収した時点又はサービスの提供時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、利用期間の定めのあるサービスに関しては、役務提供期間にわたって履行義務が充足されると判断し、役務提供期間にわたり収益を認識しております。

② ヘルスケアビジネス事業

a. ヘルスケア支援事業

ヘルスケア関連施設の運営受託及びヘルスケア分野での事業拡大及び参入を検討する企業に対しプロモーション支援等を行っております。顧客との契約によるサービスの提供を履行義務として識別しており、サービスの提供時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

b. 介護レクリエーション事業

「レクリエーション介護士」資格の運営、介護レクリエーションの代行サービス等を行っております。顧客との契約によるサービスの提供を履行義務として識別しており、サービスの提供時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③ その他事業

主に企業の経営支援と、20代～30代前半の接客・販売業などの異業種就労者を対象としたIT営業職へのキャリア形成支援、リスクリング、転職支援サービスを行っており、サービスの提供時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(非上場株式の評価)

当社の計算書類作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額（千円）
非上場株式等	30,400
投資事業有限責任組合等への出資	10,700
投資事業組合運用損	1,232
投資有価証券評価損	9,999

(2) 会計上の見積りの内容についてその他見積りの内容に関する理解に資する情報

非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益を構成する重要な要素であります。見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額 (千円)
繰延税金資産	62,891

(2) 会計上の見積りの内容についてその他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類、収益力に基づく将来課税所得及びタックス・プランニング等に基づき、回収可能性があると判断した金額を計上しております。

将来の課税所得の見積りは翌事業年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該中期経営計画等の主要な仮定はIT営業アウトソーシング事業の営業アウトソーシング事業の配属人数の予測等となります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに基づくため、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	23,978千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	8,214千円
短期金銭債務	165千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	864千円
販売費及び一般管理費	1,218千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	1,119,740	—	—	1,119,740

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株) (注)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	7,842	45	400	7,487

(注) 普通株式の増加及び減少の内訳は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	45株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	400株

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 45,780株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に事業拡大のための採用計画、販促計画に照らして必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い現金及び預金で運用しており、又、運転資金を金融機関からの借入により調達しております。

なお、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。保証金は、主に事務所賃借に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金の支払期日は、1年以内であります。借入金は、運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期間は、決算日後5年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、事業統括本部が管理本部と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、取引銀行1行と当座貸越契約を締結することにより、必要な手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 其他有価証券	10,000	10,000	—
差入保証金	24,078	23,432	△645
資産計	34,078	33,432	△645
長期借入金（※2）	211,679	211,634	△44
負債計	211,679	211,634	△44

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（※2）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※3）市場価格のない株式等は、上記表中に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	20,400
投資事業有限責任組合	10,700

（注）長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	50,004	48,026	42,008	40,008	31,633	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	—	10,000	10,000
資産計	—	—	10,000	10,000

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	—	23,432	—	23,432
資産計	—	23,432	—	23,432
長期借入金	—	211,634	—	211,634
負債計	—	211,634	—	211,634

(注) １．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

J-KISS型新株予約権は、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル３の時価に分類しております。

差入保証金

契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

負債

長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、又、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

レベル3に該当する金融商品に重要性がないため、記載を省略しております。

(2)期首残高から期末残高への調整表

	投資有価証券 (千円)
	その他有価証券
期首残高	—
損益に計上	—
購入、売却、発行及び決済の純額	10,000
未上場投資先の新株予約権等から株式への転換	—
期末残高	10,000

(3)時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定及び分析しております。また、公正価値の測定結果については、適切な責任者が承認しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響の説明

ボラティリティが著しく上昇（下落）した場合、投資有価証券の著しい減少（増加）が生じます。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,263千円
賞与引当金	16,948千円
未払法定福利費	3,086千円
棚卸資産評価損	119千円
減損損失	1,770千円
減価償却超過額	5,377千円
資産除去債務	2,987千円
のれん	3,838千円
投資有価証券評価損	6,303千円
税務上の繰越欠損金	27,646千円
その他	918千円
繰延税金資産小計	70,260千円
評価性引当額	△7,368千円
繰延税金資産合計	62,891千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。この税率変更により、当事業年度末における繰延税金資産は1,778千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

8. 持分法損益等に関する注記

当社が有している子会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント（千円）				合計 (千円)
	IT営業アウトソーシング事業	ヘルスケアビジネス事業	その他	合計	
営業アウトソーシング事業	1,082,867	－	－	1,082,867	1,082,867
ソリューション事業	211,335	－	－	211,335	211,335
ヘルスケア支援事業	－	140,429	－	140,429	140,429
介護レクリエーション事業	－	23,721	－	23,721	23,721
その他	－	－	9,108	9,108	9,108
顧客との契約から生じる収益	1,294,203	164,150	9,108	1,467,462	1,467,462
外部顧客への売上高	1,294,203	164,150	9,108	1,467,462	1,467,462

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表（1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記）（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

項目	金額（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	151,257
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	166,133
契約負債（期首残高）	23,841
契約負債（期末残高）	22,805

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社の残存履行義務は、IT営業アウトソーシング事業のソリューション事業における利用期間の定めのあるサービス等に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

期間	金額（千円）
1年以内	16,419
1年超	6,386
合計	22,805

10. 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	511円30銭
1株当たり当期純損失	66円23銭

11. 企業結合に関する注記

（事業譲受による企業結合）

当社は、2025年4月30日開催の取締役会において、シソーラス株式会社の全事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲受契約を締結しており、当契約に基づき、2025年5月30日に当該事業を譲り受けております。

（1）企業結合の概要

① 相手企業の名称及び取得する事業の内容

相手企業の名称 シソーラス株式会社

事業の内容 ITシステムの企画、設計、開発、運用及び保守等の業務及びそれらに付随する事業

② 企業結合を行った主な理由

2023年4月から提供を開始しましたクラウドサービス「bizcre」のシステム構築、運営を担っているシソーラス株式会社の全事業を譲り受けることにより、当社の既存事業とのシナジー効果による事業の拡大を図るため。

③ 企業結合日

2025年5月30日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業譲受であるため。

(2) 損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年5月30日から2025年9月30日

(3) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	13,000千円
取得原価		13,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用 305千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

9,236千円

なお、上記の金額は暫定的に算定された金額です。

② 発生要因

主としてシソーラス株式会社の全事業を譲り受けることによって、当社の既存事業とのシナジー効果を期待される超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	13,305千円
資産合計	13,305千円

(7) 取得価額の配分

当事業年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(取得による企業結合)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、グッドデジタル株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しており、当契約に基づき、2025年5月30日に株式を取得しております。

なお、当事業年度末において、グッドデジタル株式会社は重要性が乏しいため非連結子会社としております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 グッドデジタル株式会社

事業の内容 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及び
M&Aに関する支援事業等

- ② 企業結合を行った主な理由
グッドデジタル株式会社が展開するDX支援サービスと当社の既存事業及び
2025年5月30日にシソーラス株式会社より譲り受けた事業とのシナジー効果に
よる事業拡大を図るため。
- ③ 企業結合日
2025年5月30日
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
名称に変更はありません。
- ⑥ 取得する議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として、株式を取得するため。
- (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|-------|
| 取得の対価 | 現金 | 500千円 |
| 取得原価 | | 500千円 |
- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
デューデリジェンス費用 142千円

12. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の増資)

当社は、2025年9月11日開催の取締役会決議に基づき、非連結子会社であるグッドデジタル株式会社に対し、2025年10月1日付で120,000千円の増資払込を完了いたしました。

(1) 増資の目的

今回の増資は、当該非連結子会社の財務基盤の強化及び将来的な事業拡張のための資金として充当することを目的としております。

(2) 対象会社の概要

- | | |
|-------|---------------------|
| ① 商号 | : グッドデジタル株式会社 |
| ② 所在地 | : 長野県長野市鶴賀権堂町2312-1 |

- ③ 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 荒井雄介
- ④ 事業内容 : 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及びM&Aに関する支援事業等

(3) 増資の内容

- ① 募集株式の数 : 普通株式12,000株
- ② 募集株式の払込金額 : 1株につき金10,000円
- ③ 払込日 : 2025年10月1日
- ④ 増資引受人 : B C C 株式会社12,000株
- ⑤ 増資払込後の持株比率 : 100%

(子会社の事業譲受)

当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、非連結子会社であるグッドデジタル株式会社(以下「当社子会社」といいます。)が、D X O株式会社より、同社が営むシステムエンジニアリングサービス事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。当契約に基づき2025年10月1日付で一部の事業の譲受を実行し、残る一部手続きは2026年1月中の完了を予定しております。

(1) 企業結合の概要

① 相手企業の名称及び取得する事業の内容

相手企業の名称	D X O株式会社
事業の内容	介護事業所向け事務アウトソーシングの提供 営業支援動画システムサービスの提供 システムエンジニアリングサービスの提供 その他上記関連サービスの提供

② 企業結合を行った主な理由

当社は、創業以来多くのIT企業が抱える「営業人材の不足」という課題に対し、ポテンシャルある未経験者を育成し、数多くの大手IT企業に派遣をするIT営業アウトソーシング事業を運営し、「ヒトが活きるBusiness Creativeを」というコーポレートメッセージを体現すべく企業価値の向上を図ってまいりました。株式上場後は、既存事業の拡大とともにM&Aを活用した新規事業開発を行っておりますが、AIを活用したシステム開発やDX支援事業を手掛けている当社子会社において、D X O株式会社が運営するシステムエンジニアリングサービス事業を譲り受けることといたしました。

今回の譲り受けにより、「ヒトが活きる」という軸をさらに強化し、人の成長を核とした新たな事業を創造し続けることで、持続的な企業価値向上に包め、将来的な業績の向上、グループの事業拡大を目指してまいります。

- ③ 企業結合日
2025年10月1日(ただし、一部は2026年1月中予定)
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする事業譲受
- ⑤ 結合後企業の名称
名称に変更はありません。
- ⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠
現金を対価とする事業譲受であるため。
- (2) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	98,800千円
取得原価		98,800千円
- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定しておりません。
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

(連結決算への移行)

「(子会社の増資)、(子会社の事業譲受)」に記載のとおり、当社は、2025年9月11日開催の取締役会決議に基づき、非連結子会社であるグッドデジタル株式会社（以下「当社子会社」といいます。）に対し、2025年10月1日付で120,000千円の増資払込を完了いたしました。また、当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、当社子会社がD X O株式会社より、同社が営むシステムエンジニアリングサービス事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結し、当契約に基づき2025年10月1日付で一部の事業の譲受を実行し、残る一部手続きは2026年1月中の完了を予定しております。

これにより、従来、重要性が低いため連結範囲に含めていなかったグッドデジタル株式会社は、重要性が増すため、翌事業年度より連結範囲に含め連結決算に移行する予定です。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月12日

B C C 株式会社
取締役会 御中

虎ノ門有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 渋谷 寿彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高山 信紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、B C C 株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人虎ノ門有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月13日

B C C 株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 進 治 ㊞

社外監査役 森 重 洋 一 ㊞

社外監査役 塚 本 純 久 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



場 所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号
ATC（アジア太平洋トレードセンター）
ITM棟11F西側
大阪環境産業振興センター
おおさかATCグリーンエコプラザ
セミナールーム

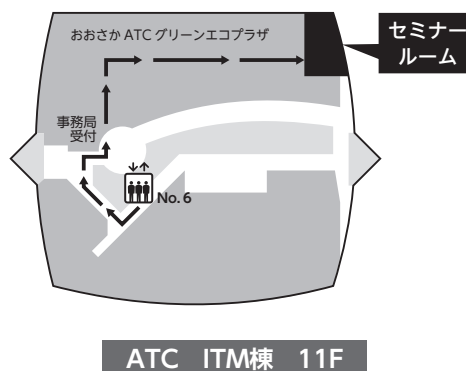
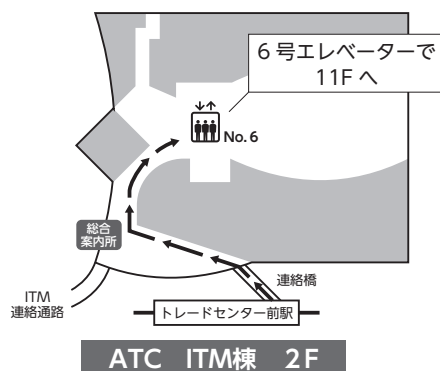
TEL 06-6615-5888

交通のご案内

大阪メトロ南港ポートタウン線
「トレードセンター前駅」下車直結

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車
でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い
申し上げます。

会場への道順



UD FONT



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。